

暗号資産の交換により生じる利益と課税関係

明治学院大学法学部教授 渡辺 充

国税不服審判所【闘裁(所)令3-23】令4・3・23裁決(TAINS:F0-1-1362)

Brush up
point

本件は、暗号資産から他の暗号資産への交換及び暗号資産で支払われる他の暗号資産の購入による取引により生じる利益は、所得として認識されるか否かということが争点となっている。国税不服審判所は、請求人の主張を認めず、所得を認識できるものと判断したが、そのポイントは、次のとおりである。

- (1) 暗号資産から他の暗号資産への交換及び暗号資産で支払われる他の暗号資産の購入については、それにより保有する暗号資産は、既存のものから新たななものに変化したと認められる。
- (2) 本件取引により生ずる利益は、交換及び購入後の新たな暗号資産の取得価額に流入して認識され、それは保有資産の価値の増加益といった単なる評価上のものではなく、所得税法36条1項に規定する収入すべき金額として実現したものと考えて、本件利益を所得として認識するのが相当である。
- (3) 本件利益は、暗号資産から他の暗号資産への交換及び新たな暗号資産の購入によって、その都度、収入の原因たる権利（内在していた利益）が確定するものであるから、その時点で所得の実現があったとするのが相当である。

I 事実関係

[1] 本件は、原処分庁が、請求人Xが暗号資産の取引による所得を申告していないとして所得税等の決定処分等をしたのに対し、Xが、暗号資産の取引による利益は実現していないから申告すべき所得ではなく、また、隠蔽・仮装行為をしていないなどとして、原処分の全部の取消しを求めた事案である。基礎事実の詳細は、次のとおりである。

[2] Xは、日本国内に住所を有する者である。Xは、保有していた暗号資産と他の暗号資産とを交換する取引並びに暗号資産で支払われる他の暗号資産の購入等を行っていた（以下、「暗号資産交換取引等」または「本件取引」ともいう）。この暗号資産交換取引等を行うに当たり、Xは、Xの母に相談し、母から金員を受領してそれを原資としていた。Xは、自らが購入したパソコンを使用して本件取引に係る注文手続を行った。本件取引に係る暗号資産は、いずれもXが使用するウォレットで管理されていた。

Xは、平成28年に、本件当初購入暗号資産の購入手続をし、それぞれの代価として円での金員を支払った。なお、平成28年中、暗号資産交換取引等は行われておらず、本件当初購入暗号資産はそのまま保管されていた。Xの母は、XがBTC（暗号資産のビットコイ

ン）やETH（暗号資産のイーサリアム）を交換していることなどは聞いていたが、母はパソコンの操作が得意ではないため、取引所のIDやパスワードをXから伝えられておらず、暗号資産交換取引等の注文手続をしたことはなかった。Xは、Xが平成30年に注文手続をした暗号資産交換取引等に係る損益の合計額について、Xの分と母の分とに区分することなく、その全額を平成30年分の所得税等に係る雑所得の総収入金額として確定申告した（なお、上記のとおり、本件ではXの母が登場するが、本件の争点の1つに、Xと母が共同出資者として50%ずつ暗号資産に出資したから、本件利益もXと母とで50%ずつに按分すべきであるという実質課税の原則の適用問題があるためである。ただし、本稿では実質課税の問題については省略する。）。

[3] ところで、Xは、平成29年中に、保有していた暗号資産と他の暗号資産とを交換する取引、あるいは、ICO（イニシャル・コイン・オファリング）により発行された暗号資産の購入代金を他の暗号資産で支払う取引を行った。

Xは、A法人（コンサルティング事業等を行う法人であり、顧客に対し「節税スキーム」や「社会保険料低減スキーム」と称するサービスを提供していた。）と、平成29年10月3日、A法人の社員（以下、「本件担当者」という。）と初めて面談し、平成30年2月13日、A法人に、暗号資産に関するサービスの提供を申し込んだ。

平成30年3月8日、Xは本件担当者に対し、平成29年分の利益が出た旨連絡した。平成30年3月11日、Xは本件担当者に対し、この利益計算が間違っている、利益は119,200,000円であった旨連絡した。なお、Xは、当該利益の額をXと母とに区分していない。また、同日、Xは本件担当者に対し、手数料を暗号資産で支払う場合は現金で支払う場合と比べてどれほど割高になるかを照会したところ、同日、本件担当者はXに対し、1 BTCが100万円の場合、100万円に0.844乗じた844,000円が1 BTCのレートになることから15.6%ほど割高になる旨回答した。そこで、平成30年3月13日、本件担当者はXに対し、利益が119,200,000円である場合の手数料の額は、18,848,640円である旨連絡した。

Xは、平成30年3月15日、本件担当者と銀行におもむき、本件担当者が用意した金員119,200,000円を本件X名義口座に入金し、その後に、本件X名義口座から本件法人名義口座に同額を送金した。同日、Xは、本件担当者から、A法人が発行した請求書を受領した。この請求書には、右上に「2017/12/12」と記載され、A法人がXに対し、12月12日を締め日とし、コンサルティング料他として119,200,000円を請求する旨及び振込先是A法人名義口座とする旨が記載されていた。そして、Xは、平成30年3月15日、A法人に対し、手数料として、0.0100113BTC及び23.8145113BTCのBTCを送金した（以下、この手数料を「本件手数料」という。）。（筆者注：なお、この送金は、平成30年2月14日のXと知人とのLINEのやり取りにより、A法人が提供する節税方法に関し「利益額をコンサルタント料にして経費にします。これで利益額を0にします。つまり、税金を申告しません」との送信をしており、本件送金が仮装・隠ぺいであることが審議において判明することになる。）

その後、X及びA法人は、平成30年4月に業務委託契約書を作成した。この当該業務委託契約書には、A法人がXに対して暗号資産に関する情報提供及びコンサルティング

サービスを提供する旨の業務委託に関して契約を締結すること、契約期間が「平成29年1月1日から平成31年12月31日まで」であること、及び契約日が「平成29年1月1日」であることが記載されていた。

[4] Xは、平成29年分の所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」という。）について確定申告書を提出しなかった。Xは、平成30年分の所得税等について、確定申告書に、総所得金額（雑所得の金額と同額。以下同じ。）、納付すべき税額を記載して法定申告期限までに申告した。なお、当該雑所得は、暗号資産交換取引等による利益に係るものであった。

原処分庁所属の調査担当職員は、Xに係る所得税等の調査を実施し、Xは、平成31年4月3日、本件調査担当職員に対し、本件取引に係る損益等が記載された書面を提出した。本件書面は、損益計算ツール（以下、「本件ツール」という。）を使用して出力した帳票に、Xが必要経費と認識していた支出の金額が記載されたものであった。そして、本件書面には、本件取引による損益の合計額、当該損益の合計額から必要経費の金額を控除した金額として119,226,086.106239円と記載されていた。

本件調査の結果、Xが平成29年に本件取引により生ずる利益を得ていたとして、Xに対し令和2年6月30日付で、平成29年分の所得税等について決定処分並びに無申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分をなした。

II 主たる争点と当事者の主張

本件の争点はいくつかあるが、本稿では、本件利益は、所得税の課税対象となるか否かという問題についてだけ取り上げる。争点にかかる当事者の主張は、次のとおりである。

請求人の主張	原処分庁の主張
暗号資産の交換は単なる両替であって、暗号資産は国の貨幣でもないから、暗号資産同士を交換しても権利が確定したとはいえないし、どの取引所の価額によって権利確定するのかが法律上明確でない。原処分庁は、暗号資産同士の交換により担税力が増加する旨主張するが、具体的にどのように担税力が増加したか不明である。	暗号資産の交換は、他の暗号資産の購入の代価の弁済のために保有する暗号資産を譲渡するものであるところ、保有する暗号資産の取得時と交換時とで財産的価値が変動し経済的利益が流入する場合には、担税力が増加したものとして課税の対象となる。
なお、納税者に対して、国税庁発出の暗号資産の取引の課税関係に関する情報が周知されたとはいせず、暗号資産の取引による利益を課税対象とすることは予測可能性や法的安定性の観点から問題がある。Xが上記情報の内容を理解していなかったのも当然であるから、暗号資産の取引に関する課税関係を知っていたとは認められない。	なお、暗号資産の交換により生ずる収入の権利確定時期は、譲渡所得の総収入金額の計上時期の取扱いに準じて判断するのが相当であるから、保有する暗号資産が電子情報処理組織により移転した時、すなわち引渡しの時と認めるのが相当である。

III 裁決の要旨

審判所は、本件利益が所得税の課税対象となるか否かについて、次のとおり判断した。
「暗号資産から他の暗号資産への交換及び暗号資産で支払われる他の暗号資産の購入によ

る暗号資産取引により生じる利益は、保有する暗号資産の取得価額とその交換及び購入における他の暗号資産の時価との差額として計算されることとなるが…当該利益が単に評価上のものにとどまり、当該差額に相当する所得が実現したと認められない場合には、課税の対象となる収入として認識しないこととなるのに対し、保有資産の内容が実質的に変化しており、当該利益が単に評価上のものにすぎないとはいえない場合には、課税の対象となる収入として認識することとなる。」

そこで、本件についてこれをみると、「本件取引は、暗号資産から他の暗号資産への交換及び暗号資産で支払われる他の暗号資産の購入であり、これにより、保有する暗号資産は、既存のものから新たなものに変化したと認められる。そうすると、本件取引により生ずる利益（本件利益）は、交換及び購入後の新たな暗号資産の取得価額に流入して認識され、もはや、保有資産の価値の増加益といった単なる評価上のものにすぎないものとはいえないから、このような場合には、所得税法第36条第1項に規定する収入すべき金額として実現したものと考えて、本件利益を所得として認識するのが相当である。」とした。

また、本件利益を所得として認識する時期については、次のとおり判断した。「本件利益は、暗号資産から他の暗号資産への交換及び新たな暗号資産の購入によって、その都度、収入の原因たる権利（内在していた利益）が確定するものであるから、その時点で所得の実現があったとするのが相当であり、本件取引の成立の都度、所得として認識されることになる…本件取引は、いずれも平成29年中のものであるから、本件利益は、平成29年分の所得とするのが相当である。」

IV 解説

[1] 暗号資産とは、「資金決済に関する法律」（資金決済法）2条5項によると、インターネット上でやりとりできる財産的価値であり、①不特定の者に対して、代金の支払い等に使用でき、かつ、法定通貨（日本円や米国ドル等）と相互に交換できること、②電子的に記録され移転できること、③法定通貨または法定通貨建ての資産（プリペイドカード等）ではないという性質のものと定義されている。所得税法においても、暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法を規定する48条の2第1項で、「居住者の暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項（定義）に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。）」と資金決済法と同様の定義をもって暗号資産としている。

この暗号資産は、当初「仮装通貨」と呼ばれていた。これは諸外国の法令等で用いられていた「virtual currency」の邦訳で、わが国でも当初広く一般的に使用されていたが、国際的な議論の場において「crypto-asset」（暗号資産）との表現が用いられつつあったことや、仮想通貨の呼称では法定通貨との誤解を生みやすいこと、さらには金融資産的な機能を有することを前提に、資金決済法の改正により、令和2年（2020）より暗号資産と呼ぶこととされたのである。

[2] 次に、暗号資産の資産性についてである。わが国では、平成30年（2018）3月に、企業会計基準委員会が、実務対応報告第38号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」を公表したが、その27項では、「仮想通貨は、法律上の権利に該当

するかどうかは明らかではないが、売買・換金を通じて資金の獲得に貢献する場合も考えられることから、「仮想通貨を会計上の資産として取り扱い得る」とし、その資産性を認めている。

また、税法では、特に所得税、法人税の取扱いについては^{*1}、国税庁が、平成29年(2017)12月1日「仮想通貨に関する所得の計算方法等について(情報)」を皮切りに、過去6度これを改訂し、現在では「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)」(令和4年(2022)12月)を公表しているが、このFAQ(Frequently Asked Questions=「よくある質問」)をみると、①暗号資産を売却(日本円に換金)した場合には、その売却価額と暗号資産の取得価額との差額が所得金額となること、②保有する暗号資産の他の暗号資産への交換は、他の暗号資産の時価と保有する暗号資産の取得価額との差額が所得金額となること、③暗号資産による商品の購入は、商品価額と暗号資産の取得価額との差額が所得金額となること等の会計処理について明確化しているが、税法上は、資産として考えているものの、それがどのような資産の区分(たとえば、株式、証券、商品(コモディティ))とするかについてまでは、必ずしも明確ではない。^{*2}つまり、税法上は、暗号資産が上記の定義のとおり、支払手段と投資資産の両方の性質を有している関係上、上記FAQでは、Bitcoin等の初期の暗号資産を念頭におきその税務処理を定めているだけで、暗号資産を支払決済や資金決済の手段として捉え、ひろく暗号資産の資産としての多様性についてまで深く検討されているものではない点に注意すべきである。

したがって、所得税では、暗号資産の支払手段としての機能から通貨との類似性が重視され、通貨は譲渡所得を生じる「資産」ではないので、暗号資産もその譲渡による所得は譲渡所得ではなく、原則として「雑所得」に該当するものとされているということである。

なお、本件では平成29年分に暗号資産同士の交換を行った場合が問題となっているが、保有する暗号資産Aを他の暗号資産Bと交換した場合、暗号資産Aで暗号資産Bを購入したことになるので、これは暗号資産で商品を購入した場合と同様に、暗号資産Aの譲渡に係る所得金額を計算する必要がある。次の例は、上記FAQに記載されている例であるので、参考までに掲げるものとする。

1-3 暗号資産同士の交換を行った場合

問 次の暗号資産取引を行った場合の所得の計算方法を教えてください。

- (例) 4月2日 4,000,000円で4BTCを購入した。
11月2日 40XRPを購入する際の決済に1BTCを支払った。なお、取引時における交換レートは1XRP=30,000円であった。

- (注) 1 上記取引において暗号資産の売買手数料については勘案していない。
2 上記取引は一時的に必要な暗号資産を取得した場合には該当しないケースである。

答 上記(例)の場合の所得金額は、次の計算式のとおりです。

【計算式】

$$(30,000 \text{ 円} \times 40\text{XRP}) - \left[\frac{(4,000,000 \text{ 円} \div 4 \text{ BTC})}{[\text{リップルの購入価額} = \text{ビットコインの譲渡価額}]} \times \frac{1 \text{ BTC}}{[\text{1 BTC当たりの価額} = \text{支払った数量}]} \right] = 200,000 \text{ 円} \quad (\text{注2})$$

[譲渡原価]

- (注) 1 総平均法又は移動平均法のうちいずれかを選択した方法(選択しない場合、個人においては総平均法、法人においては移動平均法)により計算した金額となります。
2 その他の必要経費がある場合には、その必要経費の額を差し引いた金額となります。

すなわち、40XRP(XRPとは、リップル社が発行した仮想通貨リップルのこと)を購入する際に所有するBTC(ビットコイン)と交換した場合には、200,000円の損益が発生することになり、所得区分としては、雑所得として課税されることになるのである。

[3] 本件裁決例は、本件利益が所得として認識されるか否かという点が争点となっているが、暗号資産の資産性を含めた本質的な利益の性格をめぐる議論ではなく、結局は、上記国税庁の「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)」の適用の有無が争点となっているに過ぎない。また、本件では、請求人が平成29年分の所得を申告していなかっただけで、それ以後の年分については確定申告をしている。さらに、平成29年分については、A法人との不可解な取引をしていることが問題で、契約に基づくコンサルタントフィーを必要経費に仮装しているだけであり、どこにも請求人の主張を認める合理的な理由はない。

本件は、今後重要な課税問題となるであろう暗号資産の取扱いについて、筆者が知る限り、国税不服審判所としてはじめて判断を下した事例であり、その点に意義があり紹介するものであるが、裁決内容自体に現行制度の解釈上、問題があるようなものではなく、むしろ請求人のいい加減さが目立った事案といえる。

【わたなべ・みつる】

*1 消費税法における取扱いについては、平成28年(2016)6月の資金決済法の改正により暗号資産が支払手段として位置づけられたことや諸外国の例を参考に、暗号資産は平成29年(2017)7月1日より支払手段に類するものとして非課税取扱いとされた。

*2 暗号資産(仮想通貨)については、平成29年分、30年分の所得の連続をめぐり、仮想通貨の取得原価を移動平均法で計算するのか総平均法で計算するのかといった点が争点となった刑事案件がある(名古屋高裁金沢支部令3(う)第35号、令3・10・26第2部判決)。この事件では、暗号資産を「有価証券に類するもの」もとして考えている。